平成２９年（フ）第３７２号
川崎市宮前区馬絹１丁目31番９号　ブルゴーニュ103、前住所川崎市宮前区東有馬５丁目15番32―506号
債務者　工藤　敏子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７３号
川崎市宮前区馬絹１丁目31番９号　ブルゴーニュ103、前住所川崎市宮前区東有馬５丁目15番32―506号
債務者　工藤　明美
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７８号
川崎市中原区新城中町６番20―102号　カピトール川崎Ⅰ
債務者　石橋　梨絵（旧姓内川）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８４号
川崎市中原区今井西町11番28号　めぐみハウス　102
債務者　齋藤　浩平
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８７号
（住民票上の住所）川崎市高津区久地３丁目３番20号
債務者　小堀　美緒
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
川崎市多摩区堰２丁目11番55号　えきちかメゾン久地８　Ａ―５
債務者　生駒　祐介
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
川崎市中原区木月住吉町29番10号　クレアーレ元住吉　723
債務者　小脇　卓也
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４００号
川崎市川崎区京町２丁目11番３号　第２若草ハイツ　201、前住所川崎市川崎区京町２丁目４番８―102号　京町ニューコーポ
債務者　丸山　忠志
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０３号
川崎市多摩区菅１丁目４番25号　マルグランデ　201
債務者　成川　将斗
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
川崎市多摩区菅３丁目11番３号　エステ稲田堤　101
債務者　松浦　英人
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４３２号
川崎市高津区子母口758番地　ベルビュー子母口　102
債務者　鈴木　智美
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３２号
さいたま市浦和区仲町３丁目８番13号　浦和仲町ダイヤモンドマンション601
債務者　大厨　恵子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１１号
さいたま市桜区西堀６丁目４番22―102号
債務者　小松　徳之
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７７５号
さいたま市見沼区堀崎町128番地９　エスポワール・Ｋ203号室
債務者　綿貫　利江
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８９６号
埼玉県和光市白子３丁目36番52号　メゾンドプロスペアⅡ―102、旧住所三重県桑名市大字矢田1092番地　ナディア川成202号
債務者　辻澤　啓祐
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７５号
埼玉県春日部市浜川戸２丁目７番地15　グリーンハイツＡ棟101
債務者　鈴木ひとみ
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係